

**5**月**20**日**(日)**は

# 神崎町長選挙の投票日です

## 投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。

◎平成4年5月21日までに生まれた方

◎平成24年2月14日までに神崎町の住民基本台帳に登録され、引き続き投票日まで町内に住んでいる方

◇投票時間  
午前7時～午後8時

## ◇投票所

第1投票所

神崎小学校体育館

第2投票所

米沢小学校体育館

## 投票日に用事がある方は 期日前投票を

### ◎投票期間

5月16日⑳～5月19日㉑の毎日

### ◎投票時間

午前8時30分～午後8時  
◎投票できる方

投票日に、仕事や買い物、

旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない方

### ◎期日前投票所

役場1階小会議室

※投票所入場券をご持参下さい。

## 病院などに入院中の方は 不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院（入所）している方は、施設内で不在者投票ができます。

また、町外滞在中の方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

## 身体に障害のある方は 郵便による投票を

◎郵便による不在者投票できる方

①身体障害者手帳を持っている方

・両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級の方

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼう

こう、直腸、小腸の障害が1級または3級までの方

・免疫の障害が1級から3級までの方

②戦傷病者手帳を持っている方

・両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症までの方

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が特別項症から第3項症までの方

③介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方

◎郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便投票証明書」の交付申請をしてください。

※郵便投票証明書（7年間有効）の交付をすでに受けている方は、投票用紙の交付の申請をしてください。

## 開票

午後8時45分～

神崎ふれあいプラザ

## 適正な選挙の執行を!!

### 町選挙管理委員会委員決まる

各種選挙の管理執行を行う神崎町選挙管理委員会委員が任期満了に伴い、3月7日開催の神崎町議会にて、新たに次の方々が出選されましたのでお知らせいたします。

また、4月6日に初めて

の選挙管理委員会を開き、委員長に片岡正義氏を、委員長職務代理に石橋昌一氏を選出しました。

なお、任期は平成24年4月6日から平成28年4月5日までとなります。

### 神崎町選挙管理委員会委員（敬称略）



委員長  
片岡 正義  
(神崎本宿)



委員長職務代理  
石橋 昌一  
(古原)



委員  
山中 章光  
(四季の丘)



委員  
高柳 力三  
(神崎本宿)

◎選挙に関するお問い合わせは、神崎町選挙管理委員会  
(☎) 2111 内線 (211) まで。